

評価公表日：2024年2月29日

評価対象	評価符号
<p><b>みずほ銀行</b></p> <p>【会社概要】 日本の三大金融グループの一角を占めるみずほフィナンシャルグループの中核商業銀行。</p>	

## 【評価維持】

経営層の適切な関与の下、みずほフィナンシャルグループの各社が連携して、着実にFDを推進している。リスク性金融商品について、高い品質の商品を揃えたラインアップを構築できる態勢が整備されている点など、顧客の最善の利益に資する形で各種の取組みを実践していることを評価し、「S+」を維持した。これまでの優れた取組みを徹底、強化していく中で、その結果として、顧客損益が高位で安定した状態で推移することを期待したい。

## 評価のポイント

### 1. 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等

経営層の適切な関与の下、顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）に関する専任部署や会議体を設置し、みずほフィナンシャルグループの各社が連携して着実にFDを推進している。営業活動やそれを支える取組みがFDを強く意識して展開され、また、そうした取組みを顧客に正確に伝えることにも注力して当行との取引を顧客が安心して行えるよう配慮しており、高く評価できる。

### 2. 顧客の最善の利益の追求

顧客の最善の利益の追求に必要な高度な専門性を習得するための人材育成態勢がグループ共通のデジタル学習プラットフォームの「M-Nexus」を中心に整備されている。従業員にFDを浸透させるための取組み、FD定着の確認とも多面的、継続的に実施されており、適切にPDCAサイクルを回してFDを推進していることが確認できる。

### 3. 金融商品の販売方針策定及び販売、レビュー

グループ内の銀行、証券、信託が連携して、総合資産コンサルティング・サービスを提供していく方向性を明確に打ち出す中で、当行は顧客との長期的なリレーションを築く「扇の要」としての役割を担い、その実践のための態勢を強化している。こうした取組みを継続していく中で、顧客損益が高位で安定した状態で推移することを期待したい。なお、一時払保険の販売は、それまでの外貨建に大きく偏る状況から、2023年度に入り外貨建と円建でバランスが取れた状況になっているが、今後も注視していく必要がある。

#### 4. 金融商品の選定・モニタリング

リスク性金融商品の選定、モニタリングは、明確なルールに基づいて実施されている。グループ内の証券会社の充実した調査機能や外部評価会社による定量、定性の評価情報を活用しており、高い品質の商品を揃えたラインアップを構築できる態勢が整備されている。

#### 5. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

営業店の業績表彰、業績評価において、今般、個人分野についての評価項目から収益項目を外しているほか、営業員の業績による表彰は引き続き実施していない。FD を重視した認定制度や表彰制度も整え実施しており、FD 実践を促す動機付けが適切に行われている。

## 「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、投資信託等を販売する会社が「いかに顧客本位の金融商品販売を行っているか」、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。資産形成のコアとなる投信・ファンドラップ販売に関する評価を主軸としますが、他のリスク性金融商品も含め顧客のライフプランに相応しい金融商品を適切に提案・販売をしているかを評価します。資産形成に取組む個人の方が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
<b>SSS</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが十二分に行われている。
<b>SS</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
<b>S</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
<b>A</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
<b>B</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
<b>C</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) 評価符号が「SS」以上の場合には、販売実績や顧客損益など客観的な指標を重視します。「SS」、  
「S」、「A」については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ「SS+」、「S+」、「A+」  
と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の金融販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の金融販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えないものではありません。R&I 顧客本位の金融販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。